

○志木市後援名義の使用承認及び志木市長賞の交付取扱基準

平成21年11月1日制定

改正

平成26年7月15日制定

令和5年6月23日制定

志木市後援名義の使用承認及び志木市長賞の交付取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市の後援（以下「後援」という。）の名義の使用承認及び志木市長賞の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(後援名義の使用)

第2条 後援において市長が使用を承認する名義は「志木市」とする。

2 実施する事業に対し後援の名義の承認を受けた団体は、当該事業に関し発行する印刷物等に市が後援している旨の表示をし、又はその旨を放送等により公表することができる。

(市長賞の交付)

第3条 市長賞は賞状の交付とし、主催者を通じて顕彰すべき参加者に交付するものとする。

(後援等の基準)

第4条 後援する事業は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 事業の主催者が、次のいずれかに該当するものであること。

ア 官公庁又はこれに準ずる団体

イ 公益法人又はこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）

ウ 学校又は学校の連合体

エ 民間非営利団体又はこれに準ずる団体（特定の主義主張の浸透を図ることを活動方針に掲げる団体を除く。）

オ 市内を活動拠点とし、スポーツ、芸術、文化等の振興に寄与する団体

カ 市長が特に必要と認める団体

(2) 事業の内容が、次の全てに該当するものであること。

ア 目的及び内容が、本市の芸術、文化及びスポーツの振興並びに市民福祉の増進等に寄与すると認められる事業で公共性のあるものであること。

イ 広く市民を対象とする事業であること。

ウ 主催者の所在が明確で、事業遂行能力が十分である事業であること。

エ 主催者が参加者等から原則として入場料、参加料等費用を徴収しない事業であること。ただし、費用を徴収する場合にあっては、当該事業の運営に係る必要最小限の経費で、徴収の額及び目的が適正かつ明確であるものであること。

オ 事業の実施場所において、保健衛生及び災害防止に関する措置が講じられているものであること。

2 市長賞を交付する事業は、前項各号に掲げる事業であって、参加者が競い合うことにより技能の一層の向上が期待できると認められるもの。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する事業については、後援名義等の承認を行わないものとする。

(1) 市の方針に反する事業

(2) 特定の政治団体若しくは宗教団体が主催する事業、政治活動若しくは宗教活動を目的とする事業又は特定の政治団体若しくは宗教団体を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする事業

(3) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的とする事業

(4) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのある事業

(5) 主に営利又は商業宣伝を目的とする事業

(6) 特定の団体の宣伝又は売名を目的とする事業

(7) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められる事業

(8) 前各号に掲げるもののほか、不相当と認められる事業

(申請手続)

第5条 後援名義等の承認を受けようとする団体は、後援等申請書を当該行事開催日の30日前までに提出し、その承認を得なければならない。

2 後援名義等の承認を受けようとするときは、後援等申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。

(1) 事業を主催する団体の定款、寄付行為、規約、沿革その他の団体の概要が分かる書類

(2) 役員及び事業関係者の住所、氏名、役職名等が明らかに分かる書類

(3) 事業計画書等事業の目的及び内容を明らかにする書類

(4) 入場料、参加料その他の費用を徴収する場合にあっては、事業に係る収支予算書

(5) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定により、市長に申請を行った団体は、当該後援名義等の申請に係る他の事業について、当該申請を行った日の属する年度に同項第1号及び第2号に掲げる書類を提出した場合において、その内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

(承認の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合には、当該申請に係る事業について後援名義等の承認の審査を行うものとする。

2 市長は、後援名義等の承認を行うことを決定したときは、後援等承認通知書により、後援名義等の承認を行わないことを決定したときは、後援等不承認通知書により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第7条 後援名義等の承認を受けた団体は、当該承認等を受けた申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに承認事項変更届出書に当該変更事項を記載して、市長に届け出るものとする。ただし、軽微な変更として市長が認める場合はこの限りでない。

(決定の取消し)

第8条 市長は、後援名義等の承認を決定した事業が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 申請書、添付書類等に偽りその他の不正行為があったとき。
- (2) 法令に違反したとき。
- (3) 後援名義等の承認の決定に付した条件に違反したとき。
- (4) 前条に規定する変更の届出をしなかったとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに、後援等承認取消通知書により後援名義等の承認の受けた団体に通知するものとする。

3 第1項の規定により、後援名義等の承認の決定を取り消された団体は、交付を受けた後援等承認通知書及び市長賞を直ちに返還するものとする。

4 第1項の規定による承認の取消しのため損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

5 第1項の規定により事業実施後、後援名義等の承認を取り消された団体は、以後その団体に対する承認及び交付は行わないものとする。

(経費負担)

第9条 市長は、後援名義及び市長賞の承認する場合には、原則として当該事業に係る経費を負担しないものとする。

(事業終了後の報告等)

第10条 後援名義等の承認を受けた団体は、当該承認を受けた事業の終了後、速やかに事業実績報告書を市長に提出するものとする。

附 則

この基準は、平成21年11月1日から施行する。

附 則 (平成26年7月15日)

この基準は、平成26年7月15日から施行する。

附 則 (令和5年6月23日制定)

この基準は、令和5年6月23日から施行する。